

一般社団法人 山口県作業療法士会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県作業療法士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、(一社)日本作業療法士協会との連携のもとに、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、県民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法に関する学会、研修会、講習会等の開催
- (2) 作業療法に関する調査研究
- (3) 作業療法に関する刊行物の発行
- (4) 作業療法の普及指導
- (5) 作業療法士の臨床実習に関する事業
- (6) 作業療法士としての社会的使命の意識高揚と社会的地位の向上に関する事業
- (7) 県内及び県外の関係団体との提携交流
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条に規定する作

業療法士の免許（以下「免許」という。）を有し、かつ、山口県内に居住又は勤務する者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を援助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功労があった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### （会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### （経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### （任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

#### （除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

(1) この定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

#### （会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正会員が免許を取り消されたとき。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第11条 総会は全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第13条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の掌手を請求することが出来る。

### (議長)

- 第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

### (議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を専任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員配置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上13名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、この法人の代表理事として理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対しての事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第23条 理事及び幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は幹事の任期は、前任者の任期の満了とするときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、総会の決議を経て定める基準に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することが出来る。

(名誉会員)

- 第26条 当法人に、名誉会員として顧問及び相談役を置く。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。
  - 4 顧問及び相談役は、会長の諮問にこたえること、又は会長の要請に応じて当法人の会議に出席し、意見を述べる事が出来る。但し、表決に加わる事は出来ない。
  - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用を弁償する事が出来る。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長の解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て定期総会で報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会の提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた自由により解散する。

(余剰金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 広告の方法

(広告の方法)

第39条 この法人の広告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第40条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし、個人情報の保護に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

(事務局規則)

第42条 事務局の組織及び運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める事務局規則によるものとする。



## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、白澤伸一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備政医等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附則

- 1 この定款は平成25年5月12日一部改正し、同日より施行する。
- 2 この定款は平成28年5月22日一部改正し、同日より施行する。
- 3 この定款は平成29年5月21日一部改正し、同日より施行する。